

会津若松市庁舎整備実施設計技術協力及び調査業務に係る共同企業体取扱要綱
(令和3年3月22日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市庁舎整備実施設計技術協力及び調査業務に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「共同企業体」とは、会津若松市庁舎整備建築工事（以下「本工事」という。）に係る実施設計期間において、建築物の品質向上、適正なコスト管理及び円滑な事業の推進を目的として、結成される共同企業体をいう。

(対象業務)

第3条 共同企業体により受託することができる業務（以下「対象業務」という。）は、会津若松市庁舎整備実施設計技術協力及び調査に関する業務とする。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員数は、2者もしくは3者とする。

(構成員の要件)

第5条 構成員のうち代表となる企業は、次に掲げる全て要件に該当する企業とする。
なお、会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第91号）第5条第1項の規定に基づき作成した入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）において、所在区分が「市内」で登録されている建築企業（以下「市内建築企業」という。）については、(1)から(4)までに掲げる要件を除く。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第1000号）第27条の23に規定する経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値（同法27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が1,500点以上あること。
- (3) 国又は地方公共団体等が発注する工事で、延床面積8,000㎡以上の新築又は改築による建築物（平成31年国土交通省告示第98号別添二による建築物の類型4又は類型12（他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の延床面積のうち過半を超える面積が類型4又は類型12の用途であるものに限る）に該当するもの）に関する工事施工を元請で受注し、令和3年4月5日現在において当該工事が完了している実績を1件以上有すること。
- (4) 昭和56年以前に竣工した木造建築以外の建築物で、平成31年国土交通省告示第98号別添二による建築物の類型4から類型12までに該当し、延床面積1,500㎡以上、地上3階建以上の内装及び外装の保存又は復元工事いずれかが伴う免震レトロフィットの建築物に関する工事施工を元請で受注し、令和3年4月5日現在において当該工事が完了している実績を1件以上有すること。
- (5) 令和3年6月2日時点で、資格者名簿において、工種が「建築一式工事」に登録されていること。
- (6) 建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ていること。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形

- 又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。
 - (9) 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成30年3月19日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
 - (10) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
 - (11) 会津若松市が別途契約する設計者及びコンストラクションマネージャー（以下「設計者等」という。）と資本若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ア. 設計者等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - イ. 代表権を有する役員が設計者等の代表権を有する役員を兼ねている者。
 - (12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (13) 国税及び地方税に滞納がないこと。
 - (14) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

（共同企業体の構成）

第6条 構成員数が2者の場合は、うち1者を、構成員数が3者の場合は、うち2者を市内建築企業とする。

（出資割合）

第7条 代表企業のJV出資割合は、構成員のうち最大とする。また、代表企業以外の構成員の合計の出資割合については、20%以上とする。

（解散の時期）

第8条 共同企業体は、本工事の工事請負契約締結までの間は解散することができないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象業務の契約の相手方とならなかった共同企業体は、対象業務契約が締結された日に解散するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。